

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第1．常任委員会委員の選任を行います。

協議のため、暫時休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を続けます。

常任委員会委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によることとなっております。

よって、総務常任委員会委員に1番 古賀議員、5番 江口議員、12番 池田議員、14番 不肖吉川、15番 末藤議員、18番 牟田議員、20番 江原議員、以上の7名を、福祉文教常任委員会委員に4番 中山議員、6番 吉原議員、8番 豊村議員、10番 古川議員、11番 山口幸二議員、17番 山口昌宏議員、以上の6名を、産業建設常任委員会委員に2番 山崎議員、3番 毛利議員、7番 朝長議員、9番 上田議員、13番 石橋議員、16番 松尾議員、19番 杉原議員、以上の7名をそれぞれ指名いたします。

各常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会委員長より正副委員長互選の結果の報告がありましたので、御報告を申し上げます。

総務常任委員会委員長に12番 池田議員、同副委員長に5番 江口議員、福祉文教常任委員会委員長に8番 豊村議員、同副委員長に6番 吉原議員、産業建設常任委員会委員長に7番 朝長議員、同副委員長に3番 毛利議員、以上でございます。

日程第2．議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によることとなっております。

議会運営委員会委員に1番 古賀議員、7番 朝長議員、8番 豊村議員、もとい、1番 古賀議員、3番 毛利議員、7番 朝長議員、8番 豊村議員、9番 上田議員、13番 石橋議員、19番 杉原議員、以上7名を指名いたします。

日程第3．常襲水害地対策特別委員会委員の選任、日程第4．議会改革等調査特別委員会委

員の選任、日程第5．大学設置に関する特別委員会委員の選任の、以上の3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

この3件は、いずれも武雄市が直面する重要な案件であります。

特別委員会の取扱いにつきましては、これまでの慣習・慣例等により、会派の代表者会、また、議会運営委員会において協議をいただき、意見の一致を見ました。

よって、常襲水害地対策特別委員会6名、議会改革等調査特別委員会6名、大学設置に関する特別委員会は、議長を除く全議員をもって選任し、それぞれの事件の関連する問題の調査・検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、3件はそれぞれの事件に関連する問題の調査、検討に関する事件は、常襲水害地対策特別委員会6名、議会改革等調査特別委員会6名、大学設置に関する特別委員会は議長を除く全議員をもって選任し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定をいたしました。

ただいまの3件の特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によることとなっております。

よって、常襲水害地対策特別委員会委員に2番 山崎議員、6番 吉原議員、4番 中山議員、10番 古川議員、12番 池田議員、18番 牟田議員の以上6名を、議会改革等調査特別委員会委員に5番 江口議員、11番 山口幸二議員、15番 末藤議員、16番 松尾議員、17番 山口昌宏議員、20番 江原議員、以上6名を、大学設置に関する特別委員会委員には、議長を除く19名の全議員をそれぞれ指名いたします。

議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長互選のために、暫時休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果について報告がありましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に13番 石橋議員、同副委員長に19番 杉原議員、常襲水害地対策特別委員会委員長に18番 牟田議員、同副委員長に2番 山崎議員、議会改革等調査特別委

員会委員長に 17 番 山口昌宏議員、同副委員長に 5 番 江口議員、大学設置に関する特別委員会委員長に 17 番 山口昌宏議員、同副委員長に 9 番 上田議員、以上のとおりでございます。

日程第 6. 選挙第 3 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、関係市町である武雄市から選出する、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたことに伴い、選挙を行うものであります。

よって、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから当該広域連合議会議員の 1 名の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第 118 条の第 1 項の規定による投票と、同条第 2 項の規定による指名推選との 2 つの方法があります。

お諮りいたします。

この選挙については指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

16 番 松尾議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました、16 番 松尾議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、16番 松尾議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。
ただいま当選されました、16番 松尾議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました、16番 松尾議員の当選の承諾の旨の挨拶をお願いいたします。

松尾議員／これは本当に、凶らずもなりましたので、よろしく申し上げます。
終わります。

議長／ありがとうございました。

なお、任期につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第9条の規定により、「当該関係市町の議会の議員としての任期による」とされておることを申し添えておきます。

日程第7. 閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、データ配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申入れの件について、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出の調査中の事件については、閉会中の継続調査に付することに決定をいたします。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これにて令和6年4月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。